

第5号議案

定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更の一部（容量市場関係規定）の施行について

(案)

以下の日付で経済産業大臣の認可を受けた定款等の変更のうち、一部（以下「容量市場関係規定」という。）については、それぞれ附則第1条第2項の規定により、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行すると定めている。

- ①2019年7月1日付けで経済産業大臣の認可を受けた定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更
- ②2019年12月11日付けで経済産業大臣の認可を受けた送配電等業務指針の変更

<容量市場関係規定>

○定款（別紙1-1）

第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条

○業務規程（別紙1-2）

第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに

附則（令和元年7月1日）第3条

○送配電等業務指針（別紙1-3）

第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条

今般、業務規程第32条の2第1号の規定に基づくメインオークションの実施（第32条の20の規定に基づく容量確保契約の締結結果の公表等までを含む。）に必要な準備状況（別紙2）を踏まえ、今後、第32条の12の規定に基づくメインオークション募集要綱の策定及び公表を令和2年2月上旬に行うことをはじめ、容量市場関係規定に基づく本機関の業務等を順次行う必要があるため、容量市場関係規定の施行期日は、令和2年2月1日とする。

また、別紙3により、本議案の議決内容を本日公表する。

以 上

【添付資料】

別紙1-1：定款（一部抜粋）

別紙1-2：業務規程（一部抜粋）

別紙1-3：送配電等業務指針（一部抜粋）

別紙2：メインオークションの実施等に必要な関連文書の策定及びシステムの開発の進捗状況

別紙3：本機関のウェブサイト公表文

平成 2 7 年 4 月 1 日施行  
令和元年 7 月 1 日変更

# 定 款

電力広域の運営推進機関

## 附則（令和元年7月1日）

（施行期日）

第1条（略）

- 2 前項にかかわらず、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日施行  
令和元年 7 月 1 日変更

# 業務規程

電力広域の運営推進機関

## 附則（令和元年 7 月 1 日）

（施行期日）

第 1 条 （略）

- 2 前項にかかわらず、第 3 2 条の 2 から第 3 2 条の 4 6、第 3 5 条及び第 1 7 9 条並びに附則第 3 条は、2 0 1 9 年 7 月 1 日から 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行  
令和元年 1 2 月 1 1 日変更

# 送配電等業務指針

電力広域の運営推進機関

## 附則（令和元年7月1日）

（施行期日）

第1条（略）

- 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

## 附則（令和元年12月11日）

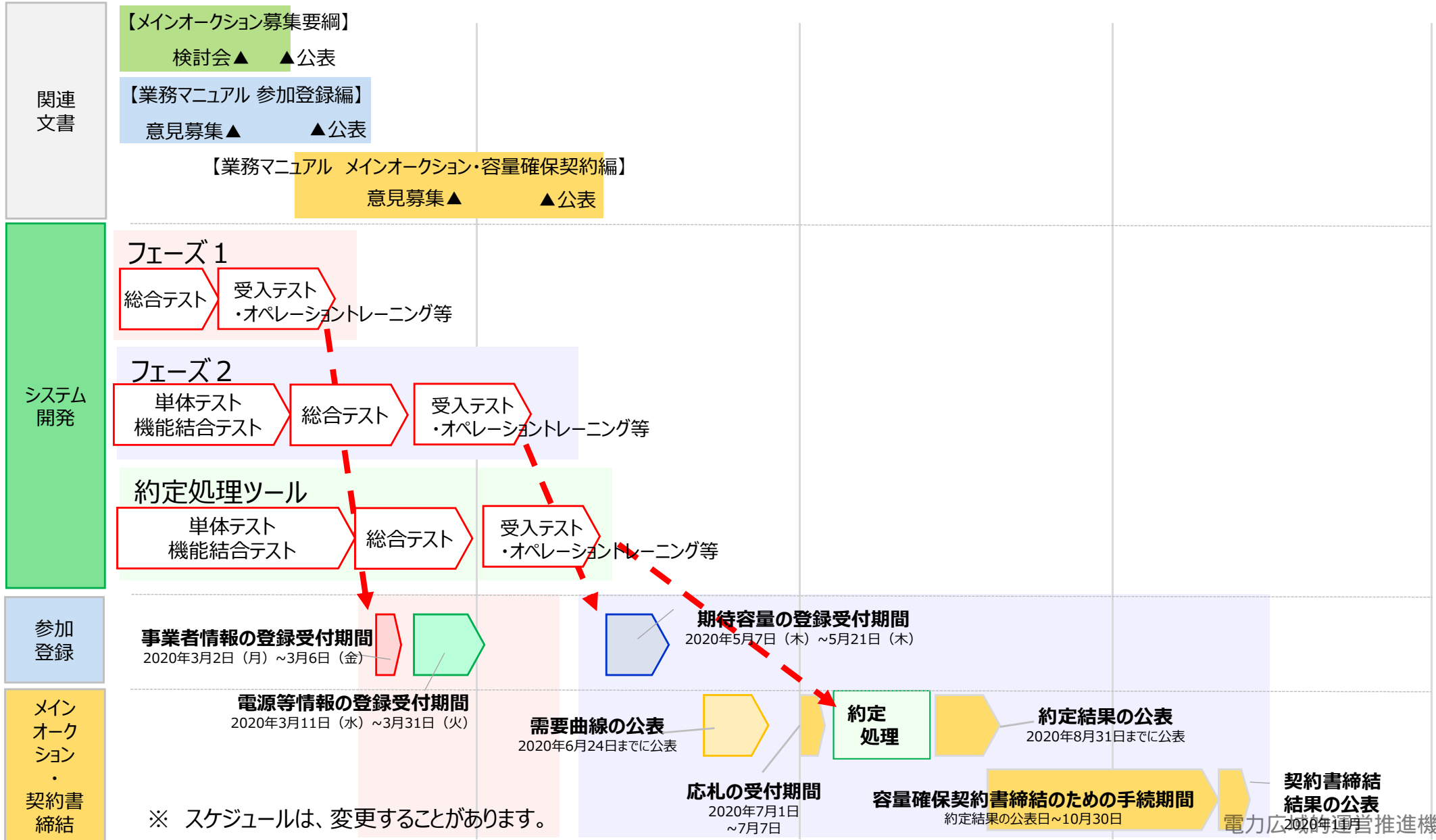
（施行期日）

第1条（略）

- 2 前項にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。
- 3 （略）
- 4 （略）

# メインオークションの実施等に必要に関連文書の策定及びシステムの開発の進捗状況

2019年度			2020年度								
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月





# 定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更の一部（容量市場関係規定）の施行について

以下の日付で経済産業大臣の認可を受けた定款等の変更のうち、一部（以下「容量市場関係規定」という。）については、それぞれ附則第1条第2項の規定により、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行すると定められており、未施行でした。

①2019年7月1日付で経済産業大臣の認可を受けた定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更

②2019年12月11日付で経済産業大臣の認可を受けた送配電等業務指針の変更

<容量市場関係規定>

○定款

第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条

○業務規程

第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則（令和元年7月1日）第3条

○送配電等業務指針

第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条

第229回理事会（2020年1月29日開催）にて、当該容量市場関係規定の施行期日を2020年2月1日とする旨議決したので、お知らせします。

## 1. 定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更の一部（容量市場関係規定）の施行期日

2020年2月1日

## 2. 関連資料

[定款・業務規程・送配電等業務指針](#)

### （参考）容量市場に関する今後の主なスケジュール

2020年2月 : メインオークション募集要綱の策定及び公表

（詳細については、別途お知らせします。）